

## 東日本大震災で発生した災害廃棄物の受入れに関する決議

東日本大震災から一年が経過し、被災地の復興は全ての国民の願いであるが、その最大の障害となっているのが膨大な災害廃棄物の処理である。

岩手県では通常の11年分、宮城県では通常の19年分もの量となっており、被災県での処理に限界があることは明白である。この災害廃棄物を速やかに処理することが復興に向けた最優先の課題であることは論を俟たない。

政府においては岩手、宮城の災害廃棄物について全国の自治体に広域処理を呼びかけているが、受入れは進んでいないのが実情である。

災害廃棄物の処理を進めることは復興に向けた第一歩であり、その広域処理なくして、被災地の新たなまちづくりは進まない。災害廃棄物がいつまでも被災地に残っている状況では、真の復興はあり得ない。

よって、本県議会は、県に対して、政府による科学的な知見に基づく放射能の影響の検証と安全性の確保並びに財源的措置を前提に、国及び市町村等と連携して、災害廃棄物の広域処理に対する県民の理解・合意に努め、その早期推進が図られるよう強く要請する。

以上、決議する。

平成24年3月26日

鹿 児 島 県 議 会